

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 23日

長野県知事 殿

提出者

住 所 長野県上田市下塩尻256-1

氏 名 株式会社シナノ生コン上田工場

統括部長 小泉信一

電話番号 0268-22-1205

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社シナノ生コン 上田工場
事業場の所在地	長野県上田市下塩尻 256-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

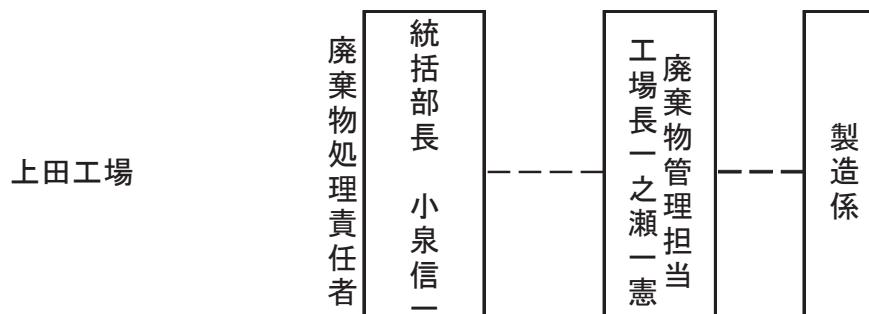
①事業の種類	生コンクリート製造 2122
②事業の規模	636百万円
③従業員数	12人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・コンクリートくず 建設現場より戻された生コンを持ち帰り固化後中間処理施設へ委託し搬入して再生品となる。・コンクリートくず コンクリート製品の不良品を中間処理施設へ委託し搬入して再生品となる。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	コンクリートくず
	排出量	0 t	2870 t
(これまでに実施した取組)			
工場内の各部署と協力し、廃棄物の減量化を進めた。しかし、台風19号災害の関連工事が本格化したため、生産量が大幅に増加したため、排出量も増加した。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	コンクリートくず
	排出量	0 t	2500 t
(今後実施する予定の取組)			
製品納入現場による生コンの余り返却が、産業廃棄物となるため、顧客先との打合せを密にして、余り返却をゼロとなる様、顧客先とともに対策を立てていく。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートくず・コンクリートがら 廃棄物保管場所で管理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートくず・コンクリートがら 廃棄物保管場所で管理している。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0	t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	0	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0	t
	(これまでに実施した取組)		t
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0	t
	(今後実施する予定の取組)		t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	コンクリートくず
	全処理委託量	t	2870 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	2870 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
工場内の減量化および顧客からの製品の余り生コン戻しの減量化			

(第5面)

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	コンクリートがら コンクリートくず
②計画	全処理委託量	t	2500 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	2500 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
製品納入現場による生コンの余り返却が、産業廃棄物となるため、顧客先との打合せを密にして、余り返却をゼロとなる様、顧客先とともに対策を立てていく。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

令和 4年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量	自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量	自ら熱回収を行った（行う）量	処理の委託																		
		全處理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量			認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量																		
	①	②+⑧	⑤	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画		
実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画			
法 律	1 燃え殻																									
	2 汚泥																									
	3 廃油																									
	4 廃酸																									
	5 廃アルカリ																									
	6 廃プラスチック類																									
政 令	1 紙くず																									
	2 木くず																									
	3 繊維くず																									
	4 動植物性残さ																									
	5 ゴムくず																									
	6 金属くず																									
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2870	2500												2870	2500			2870	2500						
	8 鉛さい																									
	9 がれき類																									
	10 家畜ふん尿																									
	11 家畜の死体																									
	12 動物糞便																									
	13 ばいじん																									
	14 処分するために処理したもの																									
		合 計	2,870.00	2,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,870.00	2,500.00	0.00	0.00	2,870.00	2,500.00	0.00	0.00	0.00	0.00		

※ 総排出量=自ら再生利用を行った（行う）量+自ら中間処理により減量した（する）量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量+全處理委託量

【記載方法】

- 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全處理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- 「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- 「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。